

納税には便利な

口座振替の利用を

個人市民税・府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)の納付には、便利な口座振替をぜひ利用してください。なお、令和4年度分口座振替からの申し込みや変更は、3月31日(木)までに納税課または市内金融機関などで申し込んでください。

問 納税課

TEL 06・6992・1851、1854

忘れていませんか市税の納付

個人市民税・府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)を納めていない人は、至急納付してください。納期限までに納付がない場合、納付されるまでの期間に応じて延滞金が加算されます。

また、納付できる資力があるにもかかわらず納付が無い場合、財産(不動産・預金・給与など)に対し差し押さえ、公売などを行うこととなります。

なお、病気や失業などの理由により納付が困難な場合は、納税課まで連絡してください。

問 納税課

TEL 06・6992・1852、1854

門真税務署からのお知らせ

確定申告に関する一般的な質問は「電話相談センター」や「国税庁ホームページ」(タックスアンサー)または「チャットボット」で解決。

門真税務署(06・6909・0181) ↓自動音声案内にしたがって「1」を選択 ↓「電話相談センター」へつながります。

また、「国税庁ホームページ」の「タックスアンサー」や「チャットボット」も利用してください。

なお、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、税務署内で対面による一般的な内容の税務相談は原則行いません。

パソコンやスマートフォンで確定申告ができます。

給与所得がある人、年金収入や副業などの雑所得がある人などは、スマートフォン専用画面を利用できます。

ぜひ国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用してください。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク TEL 0570・01・5901(全国一律市内通話料金)

確定申告書の作成・相談 来署の際はマスクの着用をお願いします(マスクを着用されていない場合、入場をお断りする場合があります)。

時 2月16日(水)～3月15日(火)午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)

備 受け付けは午後4時まで 混雑状況により早めに受け付けを終了する場合があります。

場 守口門真商工会館(門真市殿島6-4)

持 ポールペン、計算器具(会場内にならぬため)

注 2月20日(日)および2月27日(日)は開設しません。

▽右記期間は門真税務署庁舎内に「申告書作成会場」はありません。

▽作成済みの確定申告書などであれば、郵送でも提出することができます。

▽還付申告される場合は2月15日(火)以前でも提出することができます。

問 門真税務署 TEL 06・6909・0181

償却資産(固定資産税)の申告

償却資産とは、土地および家屋以外の事業用に供することができる資産で、その減価償却額(費)が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるものをいいます。

市内に償却資産を所有している人は、令和4年1月1日現在の償却資産の内容(取得年月、取得価格、耐用年数など)を申告する必要があります。

1月31日(月)までに申告書を提出してください。

問 課税課資産税担当 TEL 06・6992・1474

国民健康保険・後期高齢者医療 平日夜間・休日窓口開庁

国民健康保険の加入・脱退の届出や国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付相談などで、平日の日に来庁が難しい人は利用してください。なお、納付相談は内容により電話での対応も可能です。また、国民健康保険・後期高齢者医療に関する各種申請は一部を除き郵送でも受け付けていますので、まずは必ず電話で問い合わせください。

平日夜間 1月17日(月)・18日(火)・20日(木)・21日(金)

いずれも午後5時30分～8時

休日 1月23日(日)午前9時～午後1時

注 平日夜間・休日窓口開庁の時間帯は、後期高齢者医療被保険者証の即日交付など、一部対応できない業務があります。

場・問 保険課 TEL 06・6992・1545

場・問 保険課 TEL 06・6992・1537、1538

障がい者就職面接会

就職を考えている障がいのある人を対象に企業10社による就職面接会を開催します。事前予約必須(予約がない場合、参加不可)

時 1月21日(金)午後1時～4時(完全予約制)

場 市役所1階会議室

問 ハローワーク門真 専門援助部門

TEL 06・6906・6831(部門コード42#)

第十一回特別弔慰金の支給

特別弔慰金は、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者などの遺族に対する特別弔慰金支給法に基づき支給されるものです。第十一回特別弔

慰金は、令和2年4月1日を新たな基準日とし、先順位の遺族一人に支給されます。

支給対象者

令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人(戦没者などの妻や父母など)がいない場合に、次の順番による先順位の遺族一人に支給されます。

戦没者などの死亡当時の遺族で

- 1. 令和2年4月1日までに戦傷病者の受給権を取得した人
- 2. 戦没者などの子
- 3. 戦没者などの①父母 ②孫 ③祖母 ④兄弟姉妹

備 戦没者などの死亡当時、生計関係を

市民相談(1月分)

祝日、休日の受付・相談はありません。ただし、生活不安や仕事の相談は日曜日にも実施する場合があります。

女性のための悩み相談

(1人50分・先着3人) 毎月第1～第4火曜日13:00～16:00

予 人権室に電話で

人権相談

▽毎週月・水・金曜日9:00～12:00

▽毎週木曜日13:00～16:00

場 上記いずれも市役所5階相談室507

備 当日直接

人権電話相談

毎月第2・4金曜日17:00～20:00 (1人30分)

問 人権室

TEL 06-6992-1512

生活不安や仕事の相談

▽平日9:00～17:30

▽毎月第2・4日曜日9:00～13:00

場 市役所6階くらしサポートセンター 守口

TEL 0800-200-8011

進路選択などの相談

進路や奨学金のことなど

時 1月14日・21日・28日(金) 13:00～17:00

場 市役所5階相談室507

(電話相談も可)

問 学校教育課

TEL 06-6995-3151

介護保険について

▽介護保険サービスなどに関する苦情相談(弁護士)

時 第2水曜日15:30～17:30 (1時間以内)

場 市役所1階市民相談室101

予 前日までに

問 くすのき広域連合

TEL 06-6995-1516

問 同連合守口支所(高齢介護課内)

TEL 06-6992-2180